○天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則

昭和43年12月2日

市規則第20号

改正 昭和53年12月27日市規則第22号

昭和57年6月1日市規則第14号

平成20年6月25日規則第25号

平成25年3月29日規則第14号

令和2年7月29日規則第33号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項を規定し、もって補助金等に係る予算の執行の適正化をはかることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「補助金等」とは、補助金、助成金、奨励金及び利子補 給金等法令上支出義務を負わす相当の反対給付を受けないで市が交付する給付金 をいう。
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は 事業をいい「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(昭 5 7 市規則 1 4 · 一部改正)

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は補助金等の公正かつ効率的に使用し交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

(この規則の適用)

第4条 補助金等に関して他の規則又は特別の定めあるものを除くほか、この規則 の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付申請書(様式 第1号)に別に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。 (昭53市規則22·全改)

(補助金等の交付の決定)

- 第6条 市長は、別に定める補助金等審査会の意見を聴いて、補助金を交付すべき ものと認めたときは、予算の範囲内において、速やかに補助金等の交付を決定す るものとする。
- 2 市長は前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金 等の交付に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができ る。

(補助金等の交付の除外要件)

- 第6条の2 市長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当 する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他暴力団員による不 当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれ があると認められるもの
 - (3) 法人でその役員のうちに前 2 号のいずれかに該当する者のあるもの (平 2 5 規則 1 4 ・追加)

(補助金等の交付の条件)

- 第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目 的を達成するため次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等の内容変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等を中止し又は廃止しようとするときは、市長の承認をうけること。
 - (4) 補助事業等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (5) その他市長が必要と認めた事項

(決定の通知)

第8条 市長は補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び これに条件を付した場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に補助 金等交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(昭53市規則22·一部改正)

(申請の取下げ)

- 第9条 補助金等の交付の申請をした者は前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領の日から10日を経過する日までに申請の取り下げをすることができる。ただし市長が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該補助金の交付の決定は なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し又は変更)

- 第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 第8条の規定は、前項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行等)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反して、その交付を受けたことになることをいう。)をしてはならない。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業者等に対し補助事業等の遂行の状況に関する必要な報

告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第13条 市長は補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助 事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は当該年度終了後(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)速やかに補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(様式第3号)に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(昭53市規則22·一部改正)

(補助金等の額の確定等)

- 第15条 市長は前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による補助金等の確定額が第8条の規定による補助金等の交付決定 金額と同額である場合においては、当該補助事業等が工事に属するもの以外のも ので市長が認めるものについては、前項に規定する当該補助事業者等に対する補 助金等の額の確定の通知を省略することができる。この場合においては、第8条 の規定による補助金等の交付の決定金額をもって前項の規定による補助金等の確 定金額とみなす。
- 3 市長は、前項の規定により補助金等の額の確定を省略したときは、補助事業者 等にその旨を通知するものとする。

(令 2 規則 3 3·一部改正)

(補助金等の交付)

第16条 補助金等は1回又は数回に分割して交付することができる。数回に分割 して交付する場合は、市長において毎回の金額及び期日を指定する。

(是正のための措置)

第17条 市長は補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消し)

- 第18条 市長は、補助事業者等が、第6条の2各号のいずれかに該当することが 判明したとき又は補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して 補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この規則に基づく 市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す ことができる。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(平25規則14·一部改正)

(補助金等の返還)

- 第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等 の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限 を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業等に交付すべき補助金等の額の確定した場合において、既に その額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ず るものとする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付

しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部が納付されたときは当該納付の日の翌日以後の期間については、納付金額を控除した額) 100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業等の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等又は 延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又 は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付 を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額と相殺することができる。

第5章 雑則

(帳簿の備付等)

- 第22条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を 備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しなければならない。 (補助金等の交付の請求)
- 第23条 補助事業者等は、第15条第1項の規定による通知又は同条第3項の規定による補助金等の額の確定を省略する旨の通知があったときは、補助金等交付請求書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金等交付決定通知書の写し
 - (2) 補助金等の額の確定の通知の写し(第15条第2項の規定により補助金等の額の確定の通知が省略された場合を除く。)

(昭53市規則22・令2規則33・一部改正)

(財産処分の制限)

第24条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲 げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲 渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補 助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及 び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年度分の補助金等から適用する。 附 則(昭和53年12月27日市規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月1日市規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月25日規則第25号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月29日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)補助金等の交付申請書

 何第
 号

 年月日

天童市長 様

申請者住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度(補助金等の名称)交付申請書

年度において、(補助事業等の名称)を実施したいので、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第5条の規定により(補助金等の名称)を交付されるよう関係書類を添付して申請します。

記

補助事業等の名称	事 業 費	補助金等申請額

様式第2号(第8条関係)補助金等交付決定通知書

 指令第
 号

 年
 月
 日

様

天童市長 印

補助金等の交付決定通知書

年 月 日付で申請ありました(補助金等の名称)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の交付額
- 3 補助金等交付に付す条件
- (1) 補助事業者等は、次に掲げる場合にはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業等の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業等を中止又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業者等は補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者等は、天童市監査委員の監査を受けることがあるので、証ひょう書類等を常に整理保存しなければならない。

様式第3号(第14条関係)補助金等実績報告書

何第号年月日

天童市長 様

申請者住所

申請者氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度(補助事業等の名称)実績報告書

年 月 日指令第 号をもって交付の通知のあった(補助金等の名称) について天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第14条の規定により、そ の実績を関係書類を添付して報告します。 様式第4号(第23条関係)補助金等交付請求書

年度(補助金等の名称)請求書

金円

年 月 日付指令第 号をもつて交付の決定の通知があつた(補助金等の名称)について、上記のとおり交付されるよう請求します。

年 月 日

住 所 氏名又は名称

天童市長 様

- 様式第1号(第5条関係)補助金等の交付申請書 (昭53市規則22・全改)
- 様式第2号(第8条関係)補助金等交付決定通知書 (昭53市規則22・平20規則25・一部改正)
- 様式第3号(第14条関係)補助金等実績報告書 (昭53市規則22・全改)
- 様式第4号(第23条関係)補助金等交付請求書 (昭53市規則22·一部改正)